

令和 6 年 5 月美作市定例教育委員会会議録

開 催 期 日	令和 6 年 5 月 29 日（水）		開催場所	作東総合支所 2 階 応接会議室
開 会 時 間	午後 3 時 00 分		閉会時間	午後 3 時 30 分
出 席 委 員	教 育 長	福 田 昌 弘	職務代理者	山 本 敏 子
	委 員		委 員	万 殿 貴 志
	委 員	浅 尾 めぐみ		

会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	宮 前 聖	教育総務課長	野 村 慎 恵
学校教育課長	大 辻 慎一郎	社会教育課長	万 殿 直 樹
教育総務課課長補佐	黒 藪 美 幸	教育総務課課長補佐	
学校教育課長補佐	仁 後 知 佳	社会教育課課長補佐	山 本 哲
教育総務課係長	松 本 辰 徳		

日程 第 1 開会

午後 3 時 00 分、5 月定例教育委員会を開会する。

- ・松本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和 6 年 5 月美作市定例教育委員会を開催いたします。

皆様にご報告申し上げます。

本日、新たにご出席いただいております浅尾めぐみ委員におかれましては、「令和 6 年 3 月美作市議会定例会」におきまして、教育委員会委員として、市議会の同意を受け、先日、5 月 27 日、美作市役所におきまして、萩原市長より任命書が交付され、教育委員会委員として就任されました。

任期は、令和 6 年 5 月 25 日から令和 10 年 5 月 24 日までの 4 年間となります。

教育委員会委員として、美作市の教育行政の発展にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、浅尾委員より、ご就任のご挨拶をお願いいたします。

- ・浅尾委員、お世話になります。浅尾めぐみと申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。旧大原町出身でして、自宅は美作市古町、病院の近くにあります。

旧大原町で奉職をさせていただき、37 年間、大原町と美作市で保育園、幼稚園と、お世話になってきました。

昨年の 3 月末で、家庭の事情で退職をすることになり、ちょっと心残りもありながら、退職をした次第でございます。むさしこども園を最後に退職いたしました。

最後の年は、コロナ禍もちょっと緩和されまして、中学校区のたての 15 年間を見通した教育の取り組みということで、大原中学校の甲本先生、大原小学校の金島先生とともに頑張っていこうと取り組みをして行きかけた矢先の急な退職となり、本当に私も心残りもありながら、退職をいたしました。

そして、こうやってまた立場は違いますけれども、教育委員会の皆様の中で、教育に携わらせていただくこと、とても感謝するとともに、責任重大というところで、大きな不安を持っておりますが、頑張っていこうと思っております。

本当に、一つ一つ勉強しながら、精一杯頑張っていこうと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

- ・松本係長、ありがとうございました。

浅尾委員と初めての方もおられますので、福田教育長より順に、自己紹介をお願いいたします。

(委員・事務局 順次自己紹介)

- ・松本係長、皆さん、ありがとうございました。

本日の欠席委員につきましては、岡本委員より事前に承っております。

また職員におきましては、教育総務課大坊課長補佐が欠席となっております。

それでは、日程に移ります。

「日程第2 教育長あいさつ」福田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、岡本委員が欠席でございますが、定足数に達しておりますので、5月の定例教育委員会を進めて参ります。

新たに浅尾委員をむかえまして、長年の幼児教育のご経験を踏まえながら、教育全般について、いろんなご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

さて、先般、岡山県の教育委員会の中で、今、小中学校で使っております、端末の共同調達の話がなされました。その中で、文部科学省と財務省は、タッグを組みながら、学校のICT化、GIGAスクール構想を実現していくため、端末の更新時期に合わせて、スタート時点と同じように補助をしていこうということで、話がまとまっているようです。

ただし、継続して補助をつけられるかというところ、そこは、やはり条件として端末を整備した以上、それをどう、使っていくかっていうところで利用実績を上げていきたいという、そのところが一つの条件になるとのことでした。

美作市内も今、各学校において、端末の利活用、頻度にばらつきがあるような状態です。

そこを一定の水準に上げるよう、まずは利活用に取り組んでいただきたいと思います。学校の中での利活用はじわじわと広がっていますが、やはり文房具と同じという発想がございましたので、持ち帰りがどれぐらいできるかということが一番大きな条件になるだろうと思ひます。

毎日、持ち帰られるか、どうか、持ち帰る以上、どんな使い方をするかということとここから取り組まれていかないといけない、そのあたりを整理していく条件として、学校現場の方に徐々にレベルアップしていくような形でお願いしていきたいと思ひます。そうした中で、GIGAスクール構想において、端末を配るっていうことは、結局、児童生徒が主体的に学ぶ一つのツールになるということ、そのところが、先生方の意識の改革の要になるだろうと思ひます。

私の駆け出しのころは、黒板とチョークを用意しておけばことが足りる。いろんな機材というのはなくてできたわけですね。だけどそれは一方的な授業をする上では別に不都合は感じない。やはり、子供たちが主体的に学ぼうと思うと、チョークと黒板だけでは無理があるだろう、これは、もう取り組みれば自然にわかってくると思っています。

その辺り、並行して、改革が進められたらということで、現場の方にまた働きかけていきたいなと思います。

少し長くなりましたが、最初のごあいさつとさせていただきます。

- ・松本係長、ありがとうございました。これより先の進行につきましては、福田教育長よりお願いいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に山本委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、報告第1号と議案第10号から第12号につきまして、美作市教育委員会会議規則第13条により委員の皆様にお諮りします。

報告第1号、議案第10号及び議案第11号につきましては、美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号にある「人事に関する事」、また、議案第12号につきましては、同項、第5号「市長又は議会への意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」であることから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは報告第1号及び議案第10号から第12号については非公開案件とさせていただきます。

報告第1号 美作市教育委員会教育長職務代理者の指名について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、それでは質問がございませんので、報告第1号については、以上です。

日程 第5 議案審議

議案第10号 美作市人権教育推進委員会委員の選任について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、それでは意見がございませんので、議案第10号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第10号を承認いたします。

議案第11号 美作市立学校給食共同調理場管理運営委員会委員の任命について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、それでは意見がございませんので、議案第11号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第 11 号を承認いたします。

議案第 12 号 美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について

【美作市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 5 号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、それでは意見がございませんので、議案第 12 号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。

- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第 12 号を承認いたします。

- ・福田教育長、非公開案件の議案が終了いたしましたので、非公開を解きます。

- ・福田教育長、議案第 13 号「美作市指定重要文化財の指定に係る諮問について」社会教育課より、説明をお願いします。

- ・万殿課長、失礼いたします。議案第 13 号の提案理由につきましては、美作市栗井中 273 番地に所在する「春日神社拝殿向拝の彫刻」について、美作市指定重要文化財申請書が提出されたことに伴い、美作市文化財保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、美作市文化財保護委員会に意見を求めるため、同委員会へ諮問してよろしいかお伺いするものです。資料としまして、春日神社、宮司より提出されました指定申請書、対象となる拝殿向拝の彫刻の写真及びむね板の写真をお付けしています。春日神社の創建は平安時代の長和 2 年と伝えられています。2013 年には 1000 年の記念として神社史をまとめられています。神社史によりますが、社殿は室町時代の 1442 年に、戦火により焼失されています。

1486 年に再建されますが、江戸時代中期の享保 12 年に再度、焼失しています。

現在、指定に申請されている向拝の彫刻については、享保 12 年の焼失から 8 年後の享保 20 年、1735 年から翌年にかけて、再建立された際の彫刻とされています。

提出されたむね板には再建立にあたって、大阪の名匠である鳥居甚兵衛勝重を呼び、工事に当たらせたとあります。

春日神社の向拝については、平成 20 年に改修されました。鳥居甚兵衛が建てた神社すべてが指定文化財になっているわけではございませんが、改修前に向拝の彫刻はすべて取り外し、改修後に組みなおしたとされています。

建築物に関しての時代の判定や、意匠については、建築の専門家が文化財保護委員におられますので、保護委員会で審議いただければと考えております。

以上ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

- ・福田教育長、はい、説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、お願いします。
- ・福田教育長、意見などはございませんか。それでは、議案第 13 号につきまして、承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第 13 号を承認いたします。

日程 第 6 その他、

- ・福田教育長、日程第 6 その他に入らせていただきます。次回の定例教育委員会の開催について。

- ・宮前次長、次回の定例教育委員会ですが、6月26日、水曜日を予定させていただきます。当日は、市内の学校訪問も開催いたしますので、時間等は改めてご連絡いたしますが、この日は、1日、予定をしておいてください。午前中に学校訪問、午後から教育委員会の予定としています。よろしくお願いいたします。
- ・福田教育長、それでは次回の定例教育委員会は、6月26日、水曜日でお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・福田教育長、午後3時30分、5月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者	教育総務課	会議録	教育長 福田昌弘
氏 名	松 本 辰 徳	署 名	委 員 山 本 敏 子